

商品先物取引法の概要

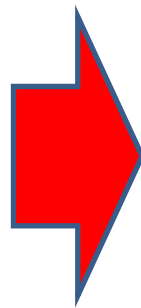
経済産業省
農林水産省

1. 平成21年改正商品取引所法の概要

■ 国内・海外・店頭商品デリバティブ取引について横断的な規制体系を整備
 (店頭取引・海外取引所取引を「商品先物取引法」に位置づけ)

(現行)

	取引所取引		店頭取引 ※1
	国内	海外	
参入規制	許可	なし	届出 / なし
行為規制	強	弱 ※2	弱 ※3 / なし



(改正後)

	取引所取引		店頭取引
	国内	海外	
参入規制	← 許可 → ※4		
行為規制	← プロ・アマ規制 → (プロとアマとで規制の強弱をつける)		

- ※1 現行法上、店頭取引について、国内取引所相場を利用するものについては届出制、それ以外の取引についての規制はない。
 ただし、ロコ・ロンドンまがい取引など、特定商取引法により規制される取引類型が一部存在。
- ※2 海先法(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律)により不実告知の禁止や書面交付義務は規定されているものの、商品取引所法に比べ行為規制は限定的。
- ※3 書面交付義務等の一定の行為規制が規定されているが限定的。
- ※4 大規模事業者のみを相手方とする店頭取引の場合は、一部届出としている。

2. 参入規制(1)-全体像

- 国内・海外・店頭商品デリバティブ取引を業として行う者は、「商品先物取引業者」として許可制のもと横断的に規制
- 媒介行為のみを行う業として「商品先物取引仲介業」を新設(登録制)

	現行	改正後
国内商品取引所取引	商品取引員としての許可	商品先物取引業者としての許可 ●大規模顧客のみの場合等は許可制の例外。 ただし、国内上場商品を扱う場合は届出。
海外商品取引所取引	参入規制はなし	
店頭商品デリバティブ取引	一部取引については届出	
仲介業(委託の媒介のみ)	国内については禁止	商品先物取引仲介業者としての登録

※ 改正後は海先法は廃止し、商品先物取引法と一本化

3. 参入規制(2)-業の範囲

■ 委託者等の保護に欠けるおそれのないものについては、一部許可制の対象外

- 下記(1)である者に対する店頭取引
 - 外国において外国の法令に準拠して商品先物取引業を行う者が、自ら勧誘を行わずに下記(1)である者に対して行う国内取引所取引の取次行為
 - 下記(1)である者に対する海外取引所取引のブローカー行為
- (1)商品先物取引業者、適格機関投資家、登録金融機関、第一種金商業者、資本金10億円以上の株式会社等及びこれらの者の子会社**
- 外国において外国の法令に準拠して商品先物取引業を行う者が、自ら勧誘を行わずに個人以外である者を相手方として行う海外取引所取引又は店頭取引
 - グループ会社の関係にある会社に対する店頭取引
 - 当業者が商品の売買取引先である他の当業者を相手方とし、当該売買取引に付随して当該他の当業者のヘッジを目的として行われる店頭取引

4. 行為規制(1)-全体像

■利用者がプロかアマかで行為規制に強弱をつけるプロ・アマ規制や、勧誘を要請していない顧客に対して一方的に勧誘を行う「不招請勧誘」の禁止などの規制を整備

<現行制度>

主な行為規制

- ・顧客財産の分離保管
- ・のみ行為の禁止
- ・断定的判断の提供禁止
- ・迷惑勧誘の禁止
- ・仕切り拒否の禁止
- ・適合性の原則
- ・両建て取引の勧誘禁止
- ・広告等の規制
- ・勧誘受託意思の確認
- ・説明義務
- ・書面等の交付

<改正後>

主な行為規制

- ・顧客財産の分離保管
- ・のみ行為の禁止
- ・断定的判断の提供禁止
- ・迷惑勧誘の禁止
- ・仕切り拒否の禁止
- ・差玉向かいに係る説明義務(新設)
- ・作為的相場形成の禁止(新設)

プロアマ規制導入

プロ相手取引においては適用除外

- ・適合性の原則
- ・両建て取引の勧誘禁止
- ・広告等の規制
- ・勧誘受託意思の確認
- ・説明義務
- ・書面等の交付
- ・不招請勧誘の禁止(新設)
- ・勧誘目的を明示しないセミナー等の禁止(新設)

5. 行為規制(2)-不招請勧誘の禁止規定の導入

- 商先法における不招請勧誘の禁止規定とは、営業規制の一種であり、「勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問又は電話によって勧誘を行うことを禁止すること」を意味する。
- 不招請勧誘が禁止される商品取引契約は、法案審議時の附帯決議の趣旨を踏まえ、①個人を相手方とする国内取引所取引及び外国取引所取引に係る商品取引契約であって、当該契約に基づく取引について、発生し得る損失の額が初期の投資額を上回る可能性のあるもの②個人を相手方とするすべての店頭取引に係る商品取引契約を規定。
- なお、ここでの勧誘とは、商品取引契約の締結の勧誘を行う目的を持って行う一切の行為を意味するものと考えられ、また、単に一般的な事項を照会することや、資料請求を行ったことのみをもって、顧客から勧誘の招請があったとみなすことはできないものと考えられる。
- また、当該規定の潜脱を防止するため、勧誘目的を明示せずに、不招請勧誘の禁止の対象となる商品取引契約の締結を勧誘する行為の禁止についても規定。
- ただし、既に業者と商品取引契約(不招請勧誘の禁止の対象となるものに限る。)又は金商法における店頭金融先物取引(店頭FX取引等)に係る金融商品取引契約を締結している顧客については、当該業者がこうした顧客に対し、別の商品取引契約の締結の勧誘を行うことを認めることとする(不招請勧誘の禁止の例外)。

		初期の投資額以上の損失が発生しない仕組みの取引	左記以外の取引
取引所取引	国内	—	×
	海外	—	×
取引所外(店頭)取引		×	

×・・・禁止の対象
—・・・禁止の対象外

6. 行為規制(3)-作為的相場形成の禁止等

- 作為的相場形成の禁止規定、差玉向かいに係る説明義務の導入
- 委託者保護に支障を生ずるおそれがないよう、業務体制の整備が必要

- (1) 作為的相場形成の禁止・・・相場操縦規制の強化に伴う措置
 - 国内取引所取引の受託を行う際、当該取引により商品市場における相場等が作為的なものとなることを認識しつつ、受託を行う行為を禁止。また、当該取引の委託を受けることを防止するような売買管理体制の整備も必要。
- (2) 差玉向かいに係る説明義務・・・平成21年最高裁判決を受けた措置
 - 国内取引所取引の受託を行う際、故意に自己取引を受託取引に対当させる行為(いわゆる差玉向かい)を行っている場合、委託を行う顧客に対して差玉向かいを行っている旨及び業者との間で利益相反が発生するおそれがある旨の説明義務を規定。
- (3) 業務体制の整備
 - 顧客に必要な情報の通知に係る体制整備
 - 電子情報処理組織の適切な管理
 - 委託を行う仲介業者の管理体制

7. 行為規制(4)-分離保管

- 個人相手の海外取引所取引・店頭取引については、顧客財産保護の観点から、信託による分離保管制度の導入。

	個人	法人
国内取引所取引	基金への預託等	基金への預託等
海外取引所取引	信託	預金等(注)
店頭取引	信託	預金等(注)

(注)預金等とは、①銀行等への預金、②信託会社等への信託、③カバー取引先への預託等(金商法と同様。)

8. 行為規制(5)-プロ・アマ制度

- アマ顧客の十分な保護とプロ顧客の商品デリバティブ取引の円滑性を考慮
- 顧客をプロ顧客とアマ顧客に区分した上で、プロ顧客を投資家プロである特定委託者、当業者プロである特定当業者に区分することを前提とし、顧客の意思によってプロ・アマ間の移行が可能
- 特定当業者は、商先法独自の概念である当業者の実態に即したプロ区分

(1) プロ・アマの分類

プロ顧客		アマ顧客	
①アマへ移行不可	②アマへ移行可能	③プロへ移行可能	④プロへ移行不可
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国 ・ 日銀 ・ 適格機関投資家 ・ 商品先物取引業者 ・ 商品投資顧問業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社 ・ 資本金5億円以上の株式会社 ・ 外国取引所の会員 ・ 特定当業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体 ・ 左記以外の法人 ・ 匿名組合の営業者 ・ 純資産3億円、投資性資産3億円、取引経験1年を有する個人 ・ 当業者で左記以外の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般個人

(2) 特定当業者

- ①当該商品取引契約に係る当業者性が認められること。
- ②商品デリバティブ取引の経験が1年以上あること。

9. 行為規制(6)-店頭商品CFD取引に対する規制

■ 個人に対して店頭商品デリバティブ取引を行う商品先物取引業者(いわゆる店頭商品CFD取引を行う業者)については、金商法における店頭FX取引と同様、不招請勧誘の禁止規定、ロスカット取引の整備及び遵守規定、レバレッジ規制等についても措置

●不招請勧誘の禁止

- ・ 個人顧客に対する店頭商品デリバティブ取引に係る商品取引契約は不招請勧誘禁止の対象

●分離保管義務

- ・ 顧客資産の分離保管方法として金銭信託を規定

●対当取引の勧誘の禁止

- ・ 取引所取引と同様、店頭取引における両建て取引の勧誘等について禁止規定を導入

●ロスカット取引の整備及び遵守

- ・ ロスカット取引を行う体制の整備及びあらかじめ定めたロスカットルールに従いロスカット取引を実行することを規定(店頭FX取引と同様)

●レバレッジ規制

- ・ 証拠金倍率規制として、想定元本の5%以上の証拠金の預託(倍率20倍以下)を義務付け

●売付け及び買付けの価格の提示

- ・ 顧客から求められた場合に取引時に表示した価格を提示すること及び双方の価格について同時に提示することを規定(店頭FX取引と同様)

10. 財務規制-純資産額規制比率

- 商品市場における相場等に係る変動その他の理由により、商品先物取引業者の財務状況が急激に悪化等した場合においても、商品先物取引業者の経営の安定性確保、顧客保護の観点から、リスクに見合った純資産額を維持することを義務づけているもの
- 維持すべき純資産額規制比率を120%と定め、毎月末の純資産額規制比率の提出が必要
- なお、商品先物取引業者のうち、銀行等については、本規制の対象外

<リスクの計算式>

$$\frac{\text{(純資産額)}}{\text{(市場リスク相当額) + (取引先リスク相当額) + (基礎的リスク相当額)}} \times 100$$

<追加的義務>

- 140%を下回った場合・・・純資産額規制比率の届出、維持のための計画書提出
- 120%を下回った場合・・・純資産額規制比率の届出、回復のための計画書提出

<主務大臣の権限>

必要かつ適当であると認められる場合、業務改善命令(120%を下回った場合)、業務停止命令(100%を下回った場合)の対象と成り得る。

11. 商品先物取引仲介業

- 事業者等の商品デリバティブ取引へのアクセスの容易化を図るべく、商品先物取引業者の委託を受けて、商品市場における取引の委託の媒介等を業として行うことを、「商品先物取引仲介業」として位置付け

< 商品先物取引仲介業者制度の概要 >

- 業務

- ・ 商品先物取引業者の委託を受けて、委託の媒介を行う
- ・ 国内・海外・店頭のいずれの委託も媒介可

- 参入要件

- ・ 登録制
- ・ 登録の際、委託元の業者（所属商品先物取引業者）が必要
- ・ 財務要件は不問

- 行為規制

- ・ 顧客から金銭・有価証券の預託を受けることは禁止
- ・ 説明義務、広告規制、外務員登録義務等は基本的に商品先物取引業者と同様

- 所属商品先物取引業者の責任

- ・ 仲介業者が仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負う
- ・ 仲介業者の法令違反行為防止義務等

12. 特定店頭商品デリバティブ取引

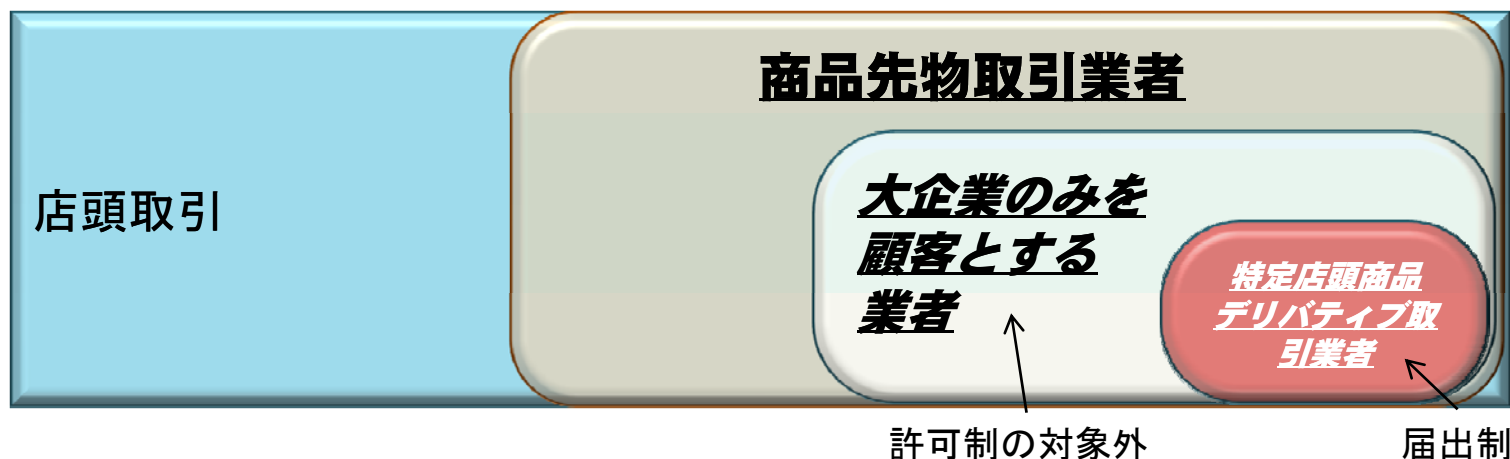
- 大企業のみを顧客とする店頭商品デリバティブ取引であって、国内上場商品等を対象とする取引については、届出制を導入
- 商品取引所の価格形成に一定の影響のある店頭商品デリバティブ取引の実態把握

(1) 特定店頭商品デリバティブ取引業者

- 特定店頭商品デリバティブ取引の対象資産は第352条の規定による公示に係る上場商品に該当する商品又は同条の規定による公示に係る上場商品指数若しくは類似する商品指数。
- 届出事項は、例えば、商品については「石油」「金」「パラジウム」等名称を示し、商品指数については「金、パラジウムの価格に基づいて算出された数値」等商品指数の構成物品を示す必要。
- 構成物品の異なる商品指数を新たに取り扱う場合には、取扱う商品指数の変更の届出が必要。
- 外国法人であっても、届出義務者に該当しうる点に留意。

(2) 行為規制

- 損失補てんの禁止（例外的に金銭支払を行う場合には法定の手続が必要）。
- 帳簿の作成、保存義務



13. 帳簿の作成等

- 業務又は財産の状況を正確に反映し、業務の適正な遂行状況や財務の健全性を検証するための帳簿の作成及び保存義務を規定
- 商品先物取引業者は別表第4、商品先物取引仲介業者は別表第5、特定店頭商品デリバティブ業者は別表第6に従い作成

<帳簿に関する基本的留意事項>

- 一の帳簿が他の帳簿を兼ねること、又はその一部を別帳とすること若しくは施行規則別表に規定する名称と異なる名称を用いることは、それぞれの帳簿の記載事項が全て記載されている場合に限り、合理的な範囲において可能。
- 該当する事項に直接合致しないものについては当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。
- 記載事項について、当該商品先物取引業者において統一した取扱いを行っている場合については、社内略称、他の名称又は符号等を使用することが可能。

14. 報告書の提出

- 業務の適正な遂行状況や財務の健全性の検証の観点から、定期的な報告制度を規定

	様式の種類	主な記載事項	提出頻度／提出期限
様式第6号	訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況 ●商品先物取引業に関して処理等を受けた職員 	1ヶ月毎／翌月20日
様式第11号	事業報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●商品先物取引業者の概況 ●商品先物取引業の状況 ●訴訟に関する事項 ●経理の状況 	1年毎／3ヶ月後
様式第12号	月次報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●主要勘定残高 ●純資産額規制比率 ●委託者等資産保全措置の状況 ●取引の状況 	1ヶ月毎／翌月20日
様式第14号	事業報告書(商品先物取引仲介業者用)	<ul style="list-style-type: none"> ●所属商品先物取引業者の概要 ●商品先物取引仲介業に係る口座の状況 ●媒介手数料等の状況 	1年毎／3ヶ月後

＜様式に関する基本的留意事項＞

- 各項目の記載については、各様式に注意事項を規定。
- 該当する注意事項をよく読んだうえで作成する必要。

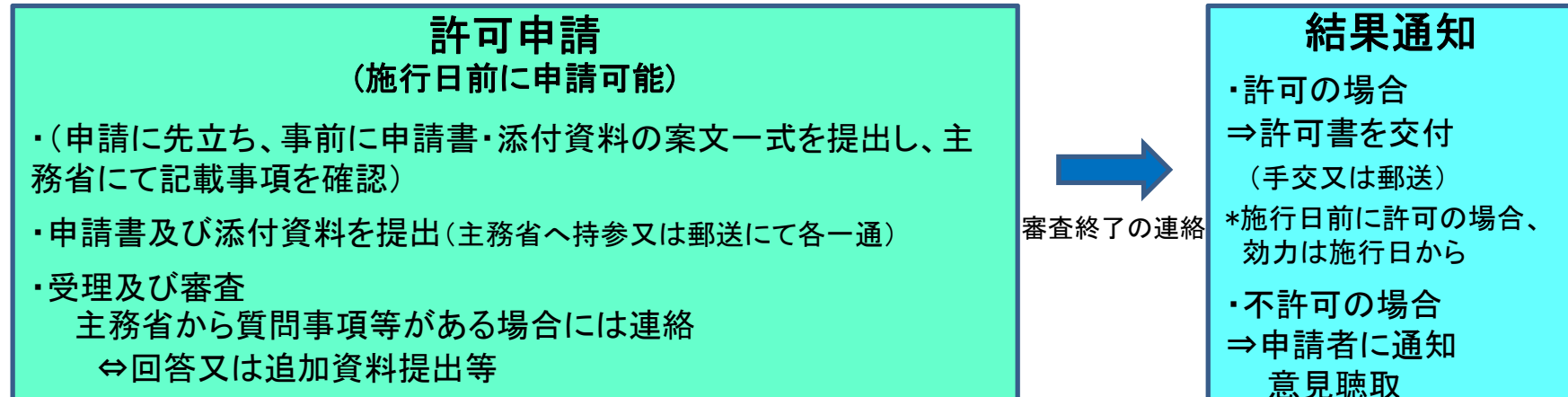
15. 経過措置

- 施行後に業務を行う者は、現在商品取引員として許可を受けている者を含め、原則として許可を取得する必要。
- 商品先物取引業者の許可申請は施行前の事前申請が可能。

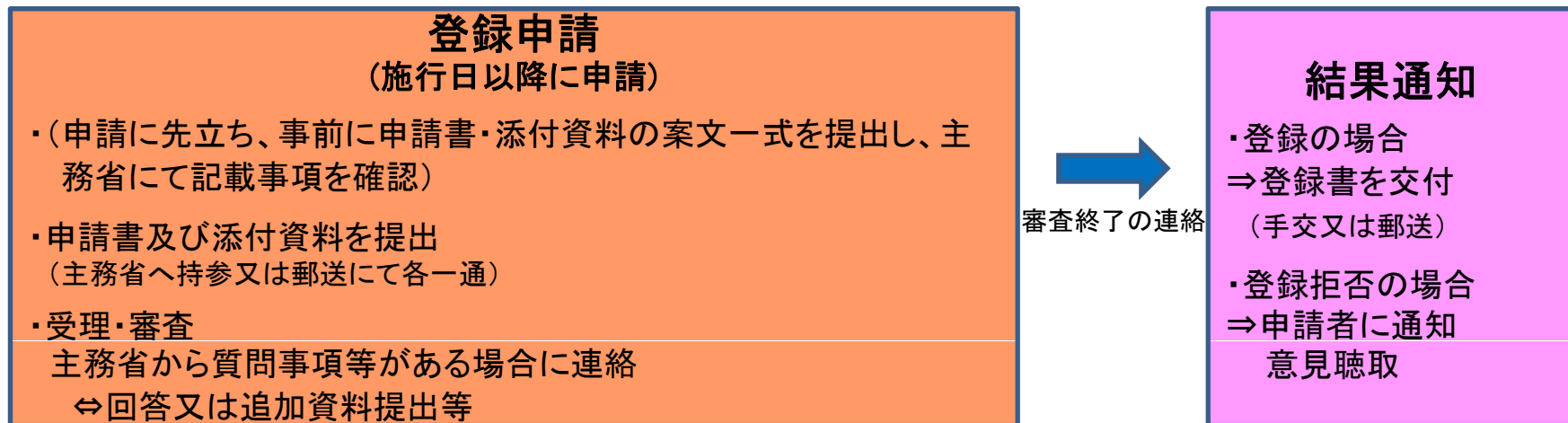
現在	施行後	内容
商品取引員	引き続き業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改めて商品先物取引業者の許可が必要 ・ 許可申請は施行前の事前申請が可能
海外取引所取引業者	引き続き業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品先物取引業者の許可が必要 ・ 許可申請は施行前の事前申請が可能
	許可申請を行わない者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行後は決済の終了のみ可能
店頭業者	引き続き業務を行う者 (大規模顧客以外相手を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品先物取引業者の許可が必要 ・ 許可申請は施行前の事前申請が可能
	許可申請を行わない者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行後は決済の終了のみ可能
	大規模顧客相手取引のみを行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行後1月間は届出なく業務継続可能
商品先物取引業者の外務員	商品取引員の外務員登録済みの者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに外務員登録を行う必要はなし(旧法上の登録が新法上の登録とみなされる)
	これから外務員業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務員登録が必要 ・ ただし、施行後6月間は登録なく業務可能(国内商品市場における取引の勧誘を除く)
海外・店頭の媒介行為を業として行っている者	引き続き業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲介業者としての登録が必要 ・ 施行後6月間は登録なく業務継続可能(商先業者の委託が必要)
特定委託者・特定当業者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引経験要件の年数計算につき、施行日前に締結した法第2条第22項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約に係る取引経験の算入を認める
純資産額規制	引き続き業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月間は旧法の計算に従うことが可能
	これから業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月間は簡便な計算にて代替することが可能
帳簿		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間は準ずる帳簿にて代替可能
広告		<ul style="list-style-type: none"> ・ ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対する情報の提供について、3月の猶予
レバレッジ規制		<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月の猶予
分離保管	店頭取引・海外取引所取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月の猶予(ただし、猶予期間においても、個人相手の取引については銀行預金等が必要)

商品先物取引業等への申請手続き

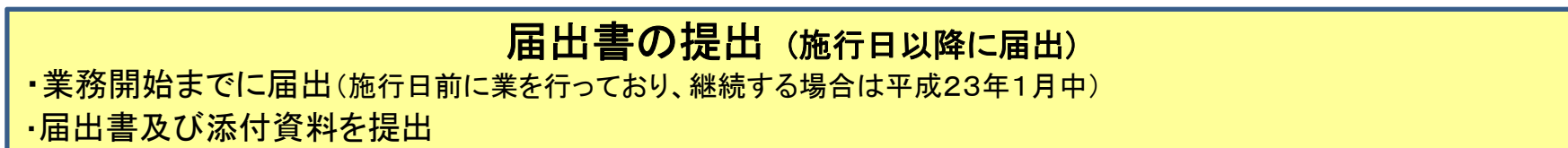
1) 商品先物取引業の許可



2) 商品先物取引仲介業の登録



3) 特定店頭デリバティブ取引業の届出



申請手続きに必要な書類

1) 商品先物取引業

- ・参考様式1(許可申請書)
- ・様式第一号(純資産額に関する調書)
- ・様式第三号(内部管理等に関する書面)
- ・様式第四号(兼業業務に関する調書)
- ・様式第五号(支配関係法人の概要に関する調書)
- ・参考様式2(申請者誓約書)
- ・参考様式3(履歴書)
- ・参考様式4(役員誓約書)
- ・参考様式5(商品先物取引業を遂行するための方法)
- ・参考様式6(人的構成及び組織の業務執行体制)
- ・参考様式7(取引の種類及び取引の対象とする商品等)
- ・参考様式8(電子情報処理組織の概要等に関する調書)
- ・参考様式9(処分等を受けた職員に関する調書)
- ・参考様式10(商品先物取引業の収支の実績及び見込み)
- ・参考様式10-2(商品先物取引業の計画書)
- ・参考様式11-1(純資産額の見込みに関する調書)
- ・参考様式11-2
(純資産額規制比率の見込みに関する調書)
- ・参考様式12(株主等の保有する議決権の状況)
- ・参考様式13(部署の名称及び組織の体制)
- ・参考様式14(顧客との取引開始基準)

2) 商品先物取引仲介業

- ・参考様式仲介1(登録申請書)
- ・参考様式仲介2(申請者誓約書(個人))
- ・参考様式仲介3(申請者誓約書(法人))
- ・参考様式仲介4
(商品先物取引仲介業を遂行するための方法)
- ・参考様式3(履歴書)
- ・参考様式4(役員誓約書)

3) 特定店頭デリバティブ取引業

- ・参考様式特定1(届出書)

(参考書式：主務省ホームページに掲載)

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/policy/commerce/youshiki/195.htm>

農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoutori/gyoumuhan/tyuukai/index.html>

申請手続きにおける注意事項①

○申請書の提出等

申請書の宛名は農林水産大臣及び経済産業大臣の連名(大臣名は不要)となります。

申請手続きをスムーズに行うため、事前確認をお勧めしております。申請に先立ち、主務省に申請書の案文及び添付書類一式をご提出いただければ、内容を確認させていただきます。

なお、事前確認を経ずに申請書を提出いただき、提出書類に不備があった場合、許可・登録が遅れる可能性がありますので、ご留意下さい。

○添付書類

事前確認の段階から添付書類は全て提出していただきますが、そのまま申請に使用できるものは、再提出は要しません。なお、役員の履歴書・誓約書及び官公署の証明書等については、取寄せや押印手続きに時間を要するなど、一定の理由が認められ、近日中に提出が見込まれる場合に限り、申請後に提出することも可能です。

○日付

申請書及び添付書類に記載する日付については、財務関係の記載事項を除き、提出日として下さい。なお、基準日は特に定めていません。

○申請手続きの標準処理期間

通常、申請から1ヶ月程度の審査期間を経て、結果を通知します。
(ただし、事前確認を経て、申請書等に不備がないことが前提です。)

○申請手続きを行わなかった場合

既に商品先物取引(国内・海外・店頭)を行っている業者が申請手続きを行わなかった場合、商品先物取引法施行後は、決済の終了以外は取引ができなくなります。

○役員の履歴書・誓約書

事前確認の段階から押印を要し、印鑑届をしている印章を使用していただきますが、印鑑証明書の添付は不要です。また、履歴書には商品先物取引以外も含め全ての職歴を記載の上、自署で署名して下さい。

申請手続きにおける注意事項②

○官公署の証明書

事前確認の段階で提出いただいた場合、そのまま申請に使用できるものは、再提出を要しませんが、有効期限(3か月)が過ぎたものは、新たに提出する必要があります。

○役員の住民票の写し等

役員の住民票の写しには、可能な限り、本籍地も記載した形で提出していただきます。役員が外国在住である場合、その旨を証明するもの(在住国の住民票に準ずる書面)を提出して下さい。なお、運転免許証などで代替はできません。

○純資産額規制比率

純資産額規制比率については、申請日の直前の決算日等のデータを用い、商品先物取引法の算出方法で計算しますが、引き続き業務を行う者は、6ヶ月間は商品取引所法の算出方法で計算することも可能です。なお、銀行等については、本規制の対象外です。

○外務員登録の経過措置

これから商品先物取引業を行う者は、外務員登録が必要になりますが、商品先物取引法施行後6ヶ月間は、登録なく業務を行うことが可能です。ただし、国内商品市場における取引の勧誘を除きます。

○商品先物取引仲介業者の経過措置

海外・店頭取引の媒介行為を業として行っている者は、商品先物取引法施行後6ヶ月間は、登録なく業務継続が可能です。ただし、商品先物取引業者の委託が必要です。

○商品先物取引仲介業者の金銭等の預託の禁止

商品先物取引仲介業者は、いかなる名目かを問わず、顧客から金銭等の預託を受けることはできません。

～ 担当窓口 ～

●経済産業省商務情報政策局商務課監督室

電話:03-3501-1511(内4211)、03-3501-6683

●農林水産省総合食料局商品取引監理官付商品取引業務班

電話:03-3502-8111(内4170)、03-3502-8270